

本件は、部活動の代替大会に生徒が参加する際の「出席」扱いについて、周知するものです。

事務連絡  
令和2年7月22日

各都道府県教育委員会部活動担当課  
各指定都市教育委員会部活動担当課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国公立大学法人主管課  
学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法  
第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体  
御中

スポーツ庁政策課学校体育室  
文化庁参事官(芸術文化担当)学校芸術教育室  
文部科学省初等中等教育局教育課程課

#### 部活動の全国大会の代替となる地方大会への生徒の参加について

各教育委員会においては、部活動の全国大会の代替となる地方大会（以下「代替大会」という。）の開催に向けて、関係団体とも連携しつつ、ご尽力いただいていることについて、感謝申し上げます。文部科学省としても、代替大会の開催経費の支援や優勝者に対する文部科学大臣特別賞の授与を行っており、引き続き、代替大会の開催を支援いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、多くの地域において今年の夏季休業期間の短縮が予定されておりますが、代替大会は生徒が部活動の成果を発揮できる大変貴重な機会であり、希望する生徒が代替大会に参加することは教育上有意義です。

文部科学省においては、学校教育の一環である部活動の大会への生徒の参加に当たっては、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成22年5月11日付け22文科初第1号）において、「学校の教育活動の一環として、生徒が運動や文化などにかかわる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる」ことを明示しております。

各学校においては、代替大会の趣旨や教育的意義をご理解いただき、生徒が代替大会に円滑に参加できるよう、指導要録上の出席扱いについて配慮願います。

併せて、各教育委員会においては、例えば代替大会の後援を行うなど、代替大会の着実な開催や生徒の円滑な大会参加について配慮願います。

このことについて、各都道府県教育委員会においては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、各指定都市教育委員会においては所管の学校に対して、各都道府県及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体においては所轄の学校に対して、附属学校を置く各国公立大学法人においては管下の学校に対して、周知いただきますようお願いいたします。

#### 【本件担当】

スポーツ庁政策課学校体育室運動部活動推進係  
TEL:03-5253-4111（内線3777）

○平成22年5月11日付け22文科初第1号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」抜粋

中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する事項等（抄）

Ⅱ 指導に関する記録

8 出欠の記録

以下の事項を記入する。

(1)～(4) (略)

(5) 出席日数

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入する。

なお、学校の教育活動の一環として生徒が運動や文化などにかかわる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。(以下略)

高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等（抄）

Ⅱ 指導に関する記録

7 出欠の記録

全日制及び定時制の課程においては、以下の事項を記入する。

(1)～(5) (略)

(6) 出席日数

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入する。

なお、学校の教育活動の一環として生徒が運動や文化などにかかわる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。(以下略)